



西田成希税理士事務所

どこかに西田もいるのですが…自分でも分からない(>_<)。ヒントは、右から5番目上から4番目です。

事務所だより 11月号

残菊の候、皆様におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

10月は、関東、東北で大変でした。

9月9日に台風15号が関東に上陸し、強い風のために多くの家の瓦が飛び、鉄塔が倒れて停電が続く、という被害がありました。その1か月後、10月12日から10月13日にかけて今度は台風19号が大雨をもたらし、河川決壊などの被害が出ました。さらに、10月23日にはまたもや大雨です。千葉県は、台風、台風、大雨、狙い撃ちされているような感じですよ。

皆様のお知り合いで被害にあわれた方はいませんか？私の周りには、幸い被害なしで済んだようです。被害に遭われた皆様の生活が早く再建されることを祈っております。



緋合歓という合歓木の種類だそうです。

災害では、避難場所として学校が指定されていることが多いです。災害とは関係ありませんが、小学校の同級生が、子供の運動会で母校を訪れたのか

左の写真を送ってきました。小学校の卒業制作です。全く記憶にありません。でも、小学校6年生の時に作ったんですよ。これを見ても誰が誰だか…。さらに、覚えていない名前のほうが多い(^_^;)。でも、卒業してから3?年、いまだに飾られている、残してくれている、というのは嬉しい限りです。



形に残っているから写真が撮影されて、私の元にも届いて、何かしら思い出させます。しかし、災害などで、無くなってしまうと、どうしようもありません。だからこそ、せめて自分の身は守らないと。昨年9月初めの台風21号で我が家も12時間以上の停電、そしてすぐ隣の地区まで浸水しました（関西空港が水没し、橋脚に船がぶつかった台風です）。地震もいつ来るか分かりません。改めて防災グッズをチェックしました。使わずに済むのが一番ですが。

では、事務所だより11月号をお送りします。インフルエンザ、早くも流行の兆しだそうです。お気を付け下さい。

☆ お知らせ (2019年11月の税務)

期 限	項 目
11月11日	10月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
11月15日	所得税の予定納税額の減額申請
12月2日	所得税の予定納税額の納付(第2期分)
	特別農業所得者の所得税の予定納税額の納付
	9月決算法人の確定申告 <法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
	3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告 <消費税・地方消費税>
	法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告 <消費税・地方消費税>
	3月決算法人の中間申告 <法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
	消費税の年税額が400万円超の3月、6月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告 <消費税・地方消費税>
	消費税の年税額が4,800万円超の8月、9月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(7月決算法人は2ヶ月分) <消費税・地方消費税>
	個人事業税の納付(第2期分)

☆ ビールへの酒税、段階的引き下げ

ラグビーワールドカップ、日本代表、惜しかったです。流石に南アフリカも真剣でしたね。日本は残念でしたが、見ていて本当に気持ちよかったです。ラグビー、面白いですね。残すは決勝戦のみです。

テレビでは、「ラグビー観戦といえばビール」と特集が組まれていました。実際、様々な国の人々が集い、ビールを片手に応援する姿が映っていました。ビールの消費量が増えているようですよ。

この「ラグビー観戦といえばビール」という文化はいつからあるのでしょうか。決まった由来があるわけではありませんが、競技の発祥の地である英国にはもともとパブ文化が根付いていたこともあり、試合前から試合後まで、気の合う仲間たちとグラスを延々傾けるとするのが「正式」な観戦スタイルのようです。

日本のビール事情を見てみると、ビールにかけられる酒税の税率引き下げが 2017 年度の税制改正で決まっています。ただし実施は来年 10 月からで、残念ながら今回のワールドカップ期間中に飲む分には関係ない話です。

ビール系飲料の税率は 20 年、23 年、26 年の 3 回に分けて、最終的に 54.25 円 (350 ml 当たり、以下同じ) に統一されます。減税となるのは「ビール」のみで、発泡酒、第 3 のビールは増税となります。特に第 3 のビールの増税幅は大きく、来年 10 月に一気に 10 円ほど値上がりする予定。税率統一によって、ビールを今より安く飲めるようになる、と喜ぶべきなのかもしれませんね。

☆ 申告書閲覧、スマホ撮影可能に

過去に提出した申告書を税務署で閲覧する「申告書等閲覧サービス」について、国税当局の事務運営指針が見直され、9 月からは写真撮影が認められるようになりました。

自宅などに保管していた申告書の写しを紛失した人が過去の申告内容を確認するには、写しの送付を税務署に求める「開示請求」を行うか、税務署に赴いて申告書を閲覧する「申告書等閲覧サービス」を利用する必要があります。開示請求は手数料がかかることに加え、開示されるまで 1 ヶ月程度待たなければいけません。決して便利とは言えませんでした。

一方で閲覧サービスは、手数料不要でその場で確認できるものの、コピーと写真撮影は認められていなかったため、手書きでメモを取らなければなりませんでした。

見直しにより撮影が認められる機器は、デジタルカメラやスマートフォンなど、その場で写真を確認できるものに限られます。動画撮影は認められません。撮影の都度、その場で税務職員が画像を確認し、不要な情報が写り込んでいる場合は消去と撮り直しが必要となります。コ

ピーさせてくれれば、と思うのですが (そもそも紛失するなってことなのでしょう)。

現在、税務署は事務運営の効率化のために書類を特定の税務署に集めて管理しています。閲覧したいから、と当日申し込んでも閲覧できるわけではありませんのでお気を付け下さい。

☆ 10 月に最低賃金が改定 ～時給 1,000 円時代に突入～

◆ 東京・神奈川は時給 1,000 円超に

毎年 10 月は、地域 (都道府県) 別最低賃金の改定月です。今回は、令和初の改定となりますが、東京都 (1,013 円) と神奈川県 (1,011 円) の最低賃金は、はじめて時給 1,000 円台に突入します。

一方、前回単独最下位だった鹿児島県は今回他県より改定幅を大きくしたため、佐賀県や長崎県などと同額の 790 円となり、単独最下位 (今回 15 県) を脱出します。

◆ 全国平均も時給 900 円超に

以前から、地域別最低賃金は全国平均 (47 都道府県の加重平均) 1,000 円を目指すと言われていましたが、今回の改定で全国平均は 901 円と、はじめて 900 円を超えました。

近年の上昇ペースが今後も続けば、あと 4~5 年で全国平均も 1,000 円台に突入することになりそうです。

◆ 採用時以外でも最低賃金の確認を

パートやアルバイトを募集する際、最低賃金を確認して求人を出していると思いますが、既に雇用しているパートやアルバイトの時給が最低賃金スレスレだった場合の昇給モレや、月給制の場合に所定労働時間から換算した時給が最低賃金を下回っていることなどを見逃すケースがあります。

◆ 最低賃金法違反の罰則は重い

最低賃金法違反の罰則は、最低賃金を下回った場合は 50 万円以下の罰金、事業場での周知が行われていない場合は 30 万円以下の罰金、最低賃金違反を申告した労働者に対して解雇などの不利益な取り扱いをした場合は 6 か月以下の懲役または 30 万円以下の罰金など、軽いものではありません。

◆ 産業別の特定最低賃金

地域別最低賃金の他、産業別の特定最低賃金も都道府県ごとに定められており、適用業種の特定最低賃金が地域別最低賃金を上回る場合、特定最低賃金が適用されるので、適用業種に該当する会社は注意が必要です。

もらう側はいいですが、中小零細企業は負担が大幅増です。社会保険との絡みもあります。一度ご確認を。

西田成希税理士事務所
〒659-0053
兵庫県芦屋市松浜町 6 番 14-2 号
電話 090-7490-7396
FAX 0797-78-6488